

IP 電話サービス 規約

第1章 総則

第1条（規約規約の適用）

アイピースタージャパン株式会社（以下、「IPJ」といいます。）は、IPJが提供するIPSTAR GEOブロードバンド・サービス S-Plan や IPSTAR Nava@ブロードバンド・サービスのオプション・サービス、および独立した単独サービスとしてIP 電話サービス（以下、本サービス）を提供します。

第2条（規約の変更）

IPJは、本規約を変更することがあります。本サービス提供条件は、IPJのウェブサイトに掲載されている最新版の規約によるものとします。

第3条（定義）

本規約における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下の通りとします。

- ① 「S-Plan」とはIPJが提供する「IPSTAR GEOブロードバンド・サービス S-Plan 契約」の人工衛星ブロードバンドサービスを言います。
- ② 「Nava」とは、IPJが提供する船舶用サービスのIPSTAR Nava@ブロードバンドサービスをいいます。
- ③ IP 電話サービス契約（以下、「本契約」といいます。）はIP 電話提供のための契約をいい、その他、IP 電話サービス契約申込書（以下、「申込書」といいます。）」、「IPSTAR ウェブサイトポリシー」、「プライバシーポリシー（個人情報保護に関する方針）」、「IPSTAR フェアアクセスポリシー」で構成されます。
- ④ 「契約者」とは、申込書の『ご契約者』欄に記名、捺印した個人、法人または団体でIPJと本契約を締結した当事者をいいます。
- ⑤ 「利用者」とは、第4条第4項に限定する範囲で契約者の管理の下、契約者が本サービスの利用を許諾した者をいいます。
- ⑥ 「販売店」とは、IP 電話の設置作業、申込書・各種届出書の取り次ぎ、アフターサービス（テクニカルサポート、保守対応）全般を行うIPJが認定した提携事業者をいいます。
- ⑦ 「設置事業者」とは、電話端末の設置作業を行う事業者でIPJまたは「販売店」と作業請負契約を締結した企業です。
- ⑧ 「月額料金」とは、本サービスを1か月間利用するに当たり発生する定額制の料金の合計金額をいいます。
- ⑨ 「電話端末」とは本サービスに用いられる当社供給の電話端末のことを指します。
- ⑩ 「DenCall アプリ」とは、電話端末の代わりとなるソフトウェアアプリケーションで、スマートフォンに導入して使用します。

第4条（IP 電話サービス概要）

本サービスは、人工衛星ブロードバンドによるIPネットワークを利用して行う音声電話サービスです。基本料金のみで行える組織内の内線通話の他、オプションで外線電話番号付与による外線通話サービスが利用できます。外線通話にはIP電話と外線通話の両基本料の他、通話料金が必要です。本サービスの利用には、当社が供給する電話端末、もしくはDenCallアプリのスマートフォンへの導入が必要です。契約者の電話端末またはDenCallアプリには内線番号が付与されますが、外線通話オプションに加入する場合には、内線番号に加えて外線番号が付与されます。

第2章 契約手続き

第5条（契約の申込み）

- 1) 本サービスの利用を希望する個人、法人または団体（以下、「申込者」といいます）は、IPJの定める方法に従い、契約の申し込みを行うものとします。本サービスの最短利用期間は12ヶ月とします。
- 2) 本契約の申込みは、契約者あたり1契約とします。ただし、S-PlanやNavaを契約の場合は、ユーザーターミナル1台につき1契約できます。
- 3) 契約者は、本契約をS-Plan、またはNavaのオプションサービスとして申込できます。また、別途、契約者自身が衛星ブロードバンドサービスを用意できる場合は、本契約を単独で申し込みできます。
- 4) IPJは、必要事項が全て記入され捺印された申込書がIPJまたは販売店に提出された時点で、『ご契約者』欄に記載のある申込者が本契約の全ての内容を理解し承しているものとみなします。また、IPJは契約者のS-PlanやNavaの加入状況を参照し、問題が無いことを確認して申込みを受け付けます。
- 5) 契約者は、本サービスの利用を、契約者自身の完全なる管理の下、次の各号の者に許諾できるものとし、IPJはそれを承諾します。本項に基づき契約者に利用許諾された者を「利用者」といいます。
 - ① 契約者の同居の家族。契約者が法人・団体の場合はその役員・従業員またはそれに属する者。
 - ② 申込書の『月額料金ご請求先』欄および『設置場所』に記載される者とその同居の家族。記載される者が法人・団体の場合はその役員・従業員またはそれに属する者。
 - ③ その他契約者が本サービスの利用を認めた者。

- 6) 申込者（契約者）は、申込書の提出を行った時点で、利用者が申込者（契約者）と等しく本契約の全ての内容を理解し了承していることについて責任を負うものとします。申込者（契約者）は、本契約が成立した以降、利用者が本サービスを利用するにあたり行う行為の一切について一元的に IPJ および第三者に対し責任を負うことを了承するものとします。
- 7) 外線番号サービスの申込みには「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」に基づき、契約者ご本人または契約組織に関する書類とご担当者の本人確認書類が必要です。契約者は同書類 1 種類のコピーを IPJ にメールなどで提出しなければなりません。必要な書類の例は以下のとおりです。
 - ① 個人の申込みの場合は、運転免許証、パスポート、個人番号カード（表面のみ）、各種健康保険証*もしくは国民年金手帳*の写し、または、印鑑登録証明書、戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の原本（なお本籍地・マイナンバーの記載がないものとする。）
 - * 健康保険証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等の部分にマスキングを施すこと。
 - * 国民年金手帳の写しを提出する場合は、基礎年金番号の部分にマスキングを施すこと。
 - ② 法人・団体の場合は、会社の全部事項証明書（原本）に加えて、次の 2 点。ア) ご担当者の本人確認書類（個人申込書類と同じ）1 種類とイ) ご担当者と申し込む組織・法人の繋がりを示す書類（名刺もしくは社員証の写し、または委任状の原本）

第 6 条（申込みの承諾・本契約の成立）

- 1) IPJ は、契約の申込みに対し、必要な審査を行った後、直接もしくは販売店を通じて申込みの承諾・不承諾を申込者に通知します。IPJ が申込みの承諾の通知を申込者（契約者）または販売店に行った時点で本契約が成立し、申込者は契約者となります。
- 2) 契約者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかである場合は、事前に親権者または法定代理人もしくは同意権者の書面による同意が必要となります。

第 7 条（申込みの不承諾）

IPJ は、以下のいずれかに当たる場合、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 1) 申込書の記載内容に虚偽、誤記または記入漏れがある場合。
- 2) 申込者が過去に IPJ から何らかの理由により契約を解除されたことがある場合。
- 3) 申込者が申込み時点で、既に契約中のサービスについて利用料金の支払いを怠っている、または過去に怠ったことがあり、今後も支払遅延が発生する可能性があるとして IPJ が判断した場合。
- 4) 申込者が希望する設置内容、仕様、設置場所などについて IPJ または販売店の業務の遂行上または技術上支障がある場合。
- 5) 申込者が本契約に違反するおそれがあると IPJ が判断した場合。
- 6) IPJ が社内もしくはグループ内規程に基づき不適切と判断した場合。

第 8 条（譲渡禁止等）

契約者は、別途事前の書面による IPJ の合意の無い限り、本サービスの提供を受ける権利その他の本契約に基づく債権債務を名目のいかんを問わず、また有償・無償を問わず、第三者に譲渡、再販売、貸与し、または担保に提供することはできません。

第 3 章 料金および支払い方法

第 9 条（電話端末の購入と料金）

- 1) 電話端末は IPJ より販売します。購入後も月ごとに端末ライセンス料が発生します。また、購入時にセットアップ料金が別途発生します。
- 2) DenCall アプリを利用する場合、契約者は IPJ から渡される情報に従って、アプリを自身のスマートフォンに導入します。DenCall アプリには月ごとにライセンス料が発生します。また、本サービス導入時にアプリのセットアップ料金が別途発生します。

第 10 条（月額基本料金・従量料金）

- 1) 契約者は、本規約に従い、月額基本料金を支払うものとします。月額基本料金は毎月一日（ついたち）から末日のご利用料金です。回線開通後は本サービス利用の有無またはその程度にかかわらず所定の月額の基本料金が毎月発生します。
- 2) 前項にかかわらず、回線開通後、最初の月額料金は IPSTAR 回線が開通した月については、開通日を利用開始 1 日目とした日割り計算で発生します。なお、契約者と IPJ が設置作業（工事）の契約を締結した場合は、最初の月額料金の請求は設置作業（工事）の費用請求と同時に進行場合があります。
- 3) 外線通話オプションに加入・利用した場合、1)の月額基本料金の他に、架電状況に伴う従量料金が発生します。
- 4) IPJ は、毎月一日から末日までに発生する月額料金（月額基本料金と従量料金をあわせたものをいう。以下、同じ）の請求書を、該当月の第一または第二営業日に申込書に指定された『ご請求書送付先 E メールアドレス』へ PDF 形式で送付します。但し、契約者が請求書の郵送を希望する場合は、所定の郵送料数を申し受けて、指定の宛先へ請求書を郵送します。
- 5) 前項に定められた月額料金請求日は、IPJ により予告なく変更されることがあります。

第 11 条（端数処理）

IPJ は、本契約に基づき発生する全ての料金の算出結果において 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。消費税相当額の計算も同様とします。

第 12 条（請求書送付先 E メール）

契約者は、申込書に記入した『ご請求書送付先 E メールアドレス』を定期的にチェックし、請求書の受領と内容の確認を行うものとします。なお、IPJ の責による事由以外の事由により契約者が請求書を受け取れない場合、IPJ は再送の義務を負わないものとします。

第 13 条（月額料金の支払方法と支払期限）

- 1) 契約者は、月額料金を IPJ の指定銀行口座へ振り込むか、あるいは契約者が指定する金融機関口座（または郵便局口座）からの口座振替（郵便局自動振込）にするかのいずれかの方法により支払うものとします。なお、金融機関に支払う「振込手数料」は契約者が負担するものとします。
- 2) 月額料金の支払期限は、振込みの場合、請求書発行月の末日（末日が金融機関、郵便局の休業日の場合はその前営業日）とします。口座振替（郵便局自動振込）の場合は、毎月 27 日となります（27 日が金融機関、郵便局の休業日の場合はその翌営業日になります）。
- 3) 契約者は、請求された全ての金額を請求書に記載された期日までに支払わなければなりません。
- 4) 第 16 条第 4 項（度重なる月額料金支払い遅延）に該当する場合を除き、契約者により IPJ に支払われた料金は返金されません。

第 14 条（債務の支払い遅延）

- 1) 月額料金が第 13 条第 2 項に定める支払期限の属する月の翌月の 10 日までに支払われない場合、または契約者の IPJ に対するその他の債務の全部もしくは一部の支払いが支払期限から 10 日間以上遅延した場合、IPJ は、予め契約者に対して催告のうえ、本サービスの停止措置をとります。
- 2) 前項により本サービスが停止された後に全債務が支払われたとしても、本サービスは IPJ が支払を確認した日が属する月の翌々月 1 日からしか再開されません。
- 3) IPJ は、契約者の販売店に対する債務の支払いに 14 日以上遅延が発生した場合にも本条第 1 項と同様の措置を取る場合があります。
- 4) 本条に基づく停止措置の期間中、停止日の属する月の月額料金は全額発生しますが、その翌月以降は、本サービスが再開されるまでの間、月額料金は発生しません。

第 15 条（延滞利息）

- 1) 契約者が予め定められた期日までに IPJ から請求された債務の支払いを行わなかった場合、契約者は支払期限の翌日から IPJ が支払いを受けた日の前日までの日数に年 14.5%の割合で計算される金利を延滞利息として支払うものとします（1 年に満たない期間については、年 365 日の日割計算によるものとします）。
- 2) 延滞利息を支払う場合に発生する「振込手数料」等一切の費用は契約者が負担するものとします。

第 16 条（度重なる月額料金支払い遅延について）

- 1) IPJ は、契約者の月額料金の支払遅延が 2 回以上発生した場合、本サービスの提供を停止することができるものとします。但し、最大 12 ヶ月分の月額料金一括前払いを申し受けることにより本サービス提供を継続する場合があります。前受け金に対して利息は付しません。
- 2) 前項に基づき IPJ が前受金を受領した場合において、受領後に月額料金や消費税の引き上げがあった場合、IPJ は後日不足金の追加請求を行います。
- 3) 本条第 1 項但書の一括前払いの請求に契約者が応じない場合、IPJ は本契約を解除することができます。本契約が解除された場合でも、既に発生している未払いの月額料金、延滞利息、その他一切の負債についての契約者の弁済義務に影響は生じません。
- 4) IPJ が前受金を受領後に、本契約が途中で終了した場合、IPJ は契約者に対し、前受金から本契約が終了した月までの分の月額料金および本契約終了までに発生した IPJ および販売店に対する一切の債務を差し引いた残額を返金します。但し、返金のための振込手数料は契約者の負担とします。

第 17 条（既存サービス料金の改定）

- 1) 本サービスに関わる全ての料金（特約サービスを除く）は、IPJ のウェブサイトに掲載されます。サービス料金は、3 ヶ月間のウェブサイト上の告知の後、改定されることがあります。契約者は定期的にウェブサイトを確認し、最新の料金情報を取得するものとします。
- 2) IPJ が新たに導入する新サービスについては、前項の告知期間に囚われることなく発表および発売開始がなされます。

第 4 章 契約者による契約内容変更

第 18 条（各種サービス内容、請求書送付先 E メール、月額料金支払者、その他の変更）

- 1) 契約者が各種サービス、支払方法、請求書送付先 E メールアドレス、月額料金支払者などの変更を希望する場合は、毎月 15 日ま

でに所定の方法にて IPJ に変更の届け出を行うことで、原則として翌月分から変更が実施されます(届け出は 15 日必着とします)。届け出の到達が 16 日以降になった場合は、翌々月分からの変更となります。

- 2) 本章各条に規定する変更申請は、契約者のみが行うことができ、「利用者」は行うことができません。

第 19 条 (契約者情報の変更届)

- 1) 契約者は、申込書に記入した内容(連絡先住所、電話番号、氏名、法人・団体名など)に変更が生じた場合は、所定の方法にて速やかに IPJ に変更の届け出を行うものとします。IPJ は、原則として毎月 15 日までに受領した変更届に対し、翌月分から変更を実施します。届け出の送達が 16 日以降になった場合は、翌々月一日からの変更となります。
- 2) 「申込書」の『緊急連絡先』に記載された E メールアドレスは、IPJ が計画停止や速度低下などの通知先として利用します。連絡を受けたい契約者は常に最新の情報を IPJ に届け出なければなりません。
- 3) 相続または法人の合併等による契約者の地位の継承があったときは、相続人または合併などの後の権利を存続する法人(または合併により設立された法人)が、所定の方法にて速やかに IPJ に変更の届け出を行わなければなりません。
- 4) 変更届を怠ったことにより契約者または利用者が不利益を被ったとしても、IPJ は一切の責任を負いません。

第 20 条 (解約の申し出)

- 1) 契約者が本契約の解約を希望する場合は、毎月 15 日までに所定の方法にて解約の届け出を行うことで、その月の末日をもって本契約は解約となります(届け出は 15 日必着とします)。届け出の到達が 16 日以降になった場合は、翌月末日をもって本契約は解約となり、契約者には翌月の月額料金の支払義務が発生します。
- 2) 契約者が解約手続きを行っても、既に発生している未払いの月額料金、延滞利息、その他一切の負債についての契約者の支払義務は免除されません。
- 3) 本サービスが S-Plan または Nava のオプションサービスとして契約されている場合、該当の S-Plan や Nava の契約が解約された際には本サービスも同時に解約されます。

第 5 章 契約者の義務・ご利用条件

第 21 条 (本サービス利用環境の整備)

- 1) 契約者は申込時に、本サービスを利用する場所の住所を IPJ に連絡しなければなりません。
- 2) 契約者が電話端末を利用する場合、IPJ は、初期設定を行った電話端末を、利用申請された住所に送付します。契約者は、電話端末のネットワークへの接続を自ら行います。IPJ または販売店が契約者に代わって設置・接続作業を行うことも可能ですが作業料金が発生する場合があります。
- 3) 契約者が DenCall アプリを利用する場合、契約者は IPJ からの情報に従い、自身のスマートフォンに自身の努力で DenCall アプリの導入を行います。契約者は、DenCall アプリを導入するスマートフォンの仕様が、サービスの仕様に合致することを自身の努力で行います。IPJ または販売店が契約者に代わってアプリの導入作業を行うことも可能ですが作業料金が発生する場合があります。
- 4) その他、契約者は適切に本サービスを利用するために使用環境の確保を行います。
 - ① S-Plan または Nava によるネットワークと、電話端末、または DenCall を導入したスマートフォンの接続性の確保。
 - ② IPJ、販売店もしくは設置事業者が設置などを行う場合、それらの作業が屋内外の設置作業を安全かつ適切に行うことのできる環境。

第 22 条 (セキュリティ)

契約者は、本サービスを利用しての情報の送信または保存が必ずしも盗聴のおそれ無くまたは機密性があるものではないことを認識し、契約者自身のリスクにおいて情報の送信と保存を行うことを承諾するものとします。

第 23 条 (契約者の責任)

- 1) 契約者は、本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為とその結果についての責任を負います。
- 2) 契約者が第 4 条第 5 項(契約の申込み)に基づき「利用者」に本サービスの利用を許諾し、これを利用させる場合は、本規約および本契約に基づく契約者の義務を「利用者」にも遵守するよう管理し、契約者は、「利用者」が行った一切の行為について IPJ および第三者に対し責任を負わなければなりません。
- 3) 契約者は、自己および利用者など自らが管理する者による本サービスの利用およびこれに伴う行為に関して、問い合わせ、クレーム等が通知された場合および紛争が発生した場合は、自己の責任と費用負担をもってこれら进行处理するものとします。
- 4) 契約者は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームなどがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用負担において処理するものとします。
- 5) 契約者は、自己および利用者など自らが管理する者による本サービスの利用をして為された一切の行為に起因して IPJ または第三者に対して損害を与えた場合(契約者が本規約および本契約上の義務を履行しないことにより IPJ または第三者が損害を被った場合を含みます)、自己の責任と費用負担においてその損害を賠償するものとします。

第 24 条（本契約内容の改定と契約者の位置づけ）

- 1) 契約者は、本規約その他本契約を構成する規約等が予告なく変更されることを承諾し、定期的にこれらが掲載される IPJ のウェブサイトにて最新の内容を確認するものとします。
- 2) 本契約のいかなる改訂も、IPJ のウェブサイトに掲載された日またはそこに指定された日から効力を有するものとします。契約者は、かかる改訂後に本サービスの利用を継続する場合、改訂後の最新の契約内容に拘束されたことに同意したとみなされます。

第 25 条（通信の秘密保護）

- 1) IPJ は、通信の秘密に係る契約者の情報について、「電気通信事業法」（昭和 59 年法律第 86 号）第 4 条を遵守した取り扱いを行うものとします。
- 2) 前項にかかわらず、IPJ は、契約者の同意がある場合、または法令の定め（当社の事業を管轄する監督官庁が示す指針又はガイドラインを含む。）に基づいて許容される場合は、前項に定める通信の秘密を知得、利用（通信の安全性確保の観点から、通信記録を統計処理すること、および、その処理結果によって得られた知見について個別通信の特定を不可能とした上で公開することを含む。）、または第三者に開示する場合があります。契約者はあらかじめこれらについて同意するものとします。
- 3) 契約者の自営端末等が原因で通信の秘密が侵されるおそれがあると認めた場合、IPJ は、契約者に本サービスを利用して伝送するデータを第三者が傍受できない措置をとるよう通知します。この場合、契約者は速やかにそれに従わなければなりません。

第 26 条（禁止事項）

契約者は、本サービスを利用して本条各号の全ての行為を行わず、また利用者を含む第三者にも行わせないものとします。IPJ は、契約者または利用者が本条各号の禁止事項の一部にでも関与したと認めた場合、予告なく即座に本サービスの無期停止あるいは契約解除の措置をとることができます。

- ① 本サービスを利用して入手した IPJ または他の著作権者が著作権を有するデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア、画像、音楽、音声など（以下、合わせて「データ等」といいます）について、著作権法で認められた私的使用の範囲を超える複製、販売、出版放送、公衆送信の為に利用する行為。
- ② 本サービスを利用して入手したコンピュータ・プログラムに対し、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行うこと。また、著作権侵害防止のための技術的保護手段の施されたデータ等に対し、当該手段の回避を行うこと。
- ③ 第三者の著作権、商標権、特許権、実用新案、意匠権等の知的財産権、企業秘密その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為。これには契約者個人の使用に供する為に「海賊版」や適法に許諾を得ていないソフトウェアのインストールまたは配布を含みますが、これらだけに限りません。
- ④ 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- ⑤ 第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または他社の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- ⑥ 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物などの禁制品の製造、販売もしくは入手に関わる情報を送信または表示する行為。賭博、業務妨害、詐欺その他の犯罪の手段として利用する行為、犯罪を助長し、または誘発するおそれのある情報を送信または表示する行為。
- ⑦ わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する風俗、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- ⑧ ストーカー行為等の規制などに関する法律に違反する行為。
- ⑨ 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為、あるいは詐欺的な商品、製品、サービスを販売したり、勧誘を行う行為。
- ⑩ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制および当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為。
- ⑪ アクセス可能な第三者の情報を改ざん、消去する行為。
- ⑫ 他者または他の契約者の名前、ユーザーネーム、パスワードを使いまたはその他の方法で他の契約者のアカウントにアクセスしようと試みること。
- ⑬ 他者または IPJ になりすます行為（詐称するためにメールハット等の部分に細工を行う行為を含みます）。
- ⑭ ローカル環境で行うインターネットを介するかを問わず、有害なプログラム、スクリプトコマンドを使用または第三者に送付すること、あるいは第三者が受信可能な状態に置くことで意図的に第三者の通信を妨害、または不能にすること。
- ⑮ 選挙の事前運動、選挙運動および「公職選挙法」に抵触する行為。
- ⑯ 他者に対し、無断で広告、宣伝、勧誘などの電子メールまたは嫌悪感を抱かせる電子メール（そのおそれのある電子メールを含みます）、悪意のあるメールを送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為、および当該依頼に応じて転送する行為。
- ⑰ 他者の設備または本サービスの設備に無権限でアクセスし、悪意あるプログラム（マルウェア）を導入し（例えばウィルス、ワーム、トロイの木馬、Eメールボム等）、またはポートスキャン、DoS 攻撃もしくは大量のメール送信等により、その利用もしくは運営に支障を与える行為（そのおそれのある行為を含みます）。
- ⑱ サーバー等のアクセス制御機能を解除または回避するための方法、機器、ソフトウェア等を流通させる行為。本人の同意を得る事なくまたは詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます）により他者の個人情報を取得する行為。
- ⑲ 法令に基づき監督官庁などへの届け出、許認可の取得などの手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せず本サー

ビスを利用する行為。その他当該法令に違反する、または違反するおそれのある行為。

- ⑩ 通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
- ⑪ 上記各号の他、法令または本規約および本契約に違反する行為。公序良俗に違反する行為（暴力を助長し、誘発するおそれのある情報や残虐な映像を送信または表示する行為。心中の仲間を募る行為等を含みます。）
- ⑫ 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。
- ⑬ 上記各号の行為を行うこと、または企てる者に対して許諾、援助、教唆、賛助、奨励する一切の行為。

第6章 サービス水準

第27条（ベストエフォート型サービス）

本サービスは、ベストエフォート型のサービスです。各サービス・パッケージに提示される通信速度は IPJ により保証されるものではなく、結果として IP 電話の通話品質に影響が出る場合があります。

第28条（通信衛星の特性による通信断）

本サービスは、通信衛星を利用しています。そのため、有線網によるインターネット接続にはない要因により通信断が発生することを契約者は承諾しなければなりません。IPJ は、このような通信断により契約者、利用者または第三者に損害が生じた場合といえども、本規約で特に定める場合を除き、一切の責任を負わず、また、保険請求資料等の作成、協力は致しません。

第7章 IPJ による本サービスの変更、停止、終了

第29条（IPJ の責に帰さない一時的なサービス提供停止）

- 1) IPJ は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの一部あるいは全部の提供を一時的に停止することがあります。
 - ① S-Plan、Nava に関連する施設、設備等の定期的または緊急に行われる点検・保守作業・制御地球局間の切り換え。
 - ② S-Plan、Nava、インターネット回線、S-Plan や Nava の管理外にある音声電話回線の設備、機器等の火災、停電。
 - ③ S-Plan、Nava、インターネット回線、S-Plan や Nava の管理外にある音声電話回線の敷設地域における極端な気象変動、地震、噴火、洪水、津波、伝染病などの天災や戦争、政変、本サービス運用に関わる各国の緊急事態、動乱、暴動、騒乱、労働争議など。
 - ④ 前号に挙げた非常事態が発生するおそれが予測される場合あるいは実際に起きた場合で、それらの救護・対策が公共の利益、秩序の維持の見地から契約者より優先的に通信回線を確保する必要があると IPJ が認めた場合。
 - ⑤ その他、日本の関連法規、回線運用上または技術上 IPJ が必要と判断した場合。
- 2) IPJ は、本条第 1 項各号の事由により本サービスの提供を停止する場合、予めその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、その限りではありません。
- 3) IPJ は、本条第 1 項各号のいずれかの事由により本サービスの提供が中断し、契約者、利用者または第三者に損害が及んだとしても、本規約で特に定める場合を除き一切の責任を負わないものとします。

第30条（契約者による本規約の違反等によるサービス停止および契約解除）

- 1) IPJ は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止することができます。停止は、別途本規約で定めのない限り、その事実が解消されるまで続きます。
 - ① 契約者が第 13 条第 3 項に違反したとき、第 14 条第 1 項に基づきサービスは停止されます。（支払遅延）
 - ② 契約者が第 25 条第 3 項に従わないとき。（通信の秘密保護）
 - ③ 契約者または利用者が第 26 条各号のいずれかに違反したとき。（禁止事項）
 - ④ 契約者または利用者が IPJ の正当な行為を妨害したとき。
 - ⑤ 契約者または利用者の本サービス利用によって、IPJ が電波法または放送法などに規定する放送を行うこととなるとき。
- 2) IPJ は、前項に基づき本サービスを停止した場合で停止期間が 14 日以上となったとき、本契約の解除を行う場合があります。
- 3) IPJ は、本条第 1 項各号に基づき本契約を解除する際は、予め契約者にその旨を書面にて通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、一切の通知なく直ちに契約を解除する場合があります。
- 4) IPJ は、本条第 1 項⑤号に該当する事態が生じた場合、同項に規定するサービスの停止を行わず、直ちに契約を解除することがあります。
- 5) 本条第 2 項ないし第 4 項により本契約が解除された場合でも、契約終了日が属する月の月額料金などは発生します。契約終了日が属する月の翌月以降分の月額料金などが既に支払われている場合、IPJ は契約者に対し、当該翌月以降分の既払料金から、それまでに生じている IPJ および販売店に対する一切の債務を差し引いた残額を返金します。但し、返金のための振込手数料は契約者の負担とします。

第31条（損害賠償責任の制限：IPJ の事由による本サービス提供の終了）

- 1) IPJ は、ウェブサイトおよび書面による通知により事前予告をした上で、本サービスの全部または一部の提供を終了する場合は

ります。

- 2) IPJ は、サービスの提供の終了の際、前項の手続きを経ることで、次項に定めるものを除き、**通常損害、特別損害、拡大損害**等名目のいかなを問わず、通信の切断またはサービスの終了に伴い契約者および利用者が被る可能性のある一切の損害に対する賠償責任を負わないこととします。
- 3) 本サービス最終日が属する月（暦月の 1 日から起算します。）のうち、サービス提供が出来ない場合で既に月額料金などが支払われている分について IPJ は、第 31 条第 1 項および 2 項（損害賠償責任の制限：IPJ の事由による 24 時間単位の本サービス停止）と同様に支払を要しない時間数と金額を算出し、速やかに契約者に返金します。但し、返金する料金に対しては利息を付しないものとします。
- 4) IPJ は、本サービスの提供終了が IPJ の責に帰すべき事由によらずに行われる場合は、契約者および利用者に対し、一切責任を負わないものとし、本条第 3 項は適用されません。

第 32 条（免責事項）

- 1) IPJ は、電話端末の故障または不具合に起因して、お客様の他の財物、身体またはその他について生じた間接的な損害に対する責任を一切負いません。但し、当該損害が IPJ の故意または重過失により生じた場合は、この限りではありません。
- 2) 第 31 条（損害賠償責任の制限：IPJ の事由による 24 時間単位の本サービス停止）、第 32 条（損害賠償責任の制限：IPJ の事由による本サービス提供の終了）に定める他、IPJ は、本サービスを提供できなかったことにより発生する契約者、利用者または第三者の損害に対し賠償の必要が発生する場合、本約款で定める場合を除き、当該月に支払われた金額を上限として賠償額を設定します。

第 33 条（免責事項）

- 3) IPJ は、電話端末、または DenCall アプリの故障または不具合に起因して、お客様の他の財物、身体またはその他について生じた間接的な損害に対する責任を一切負いません。但し、当該損害が IPJ の故意または重過失により生じた場合は、この限りではありません。
- 4) IPJ は、本サービスを提供できなかったことにより発生する契約者、利用者または第三者の損害に対し、本規約で定める場合を除き、一切責任を負いません。

第 34 条（不可抗力による免責）

以下による IPJ の責めに帰すことができない事由により本サービスの提供が不可能または困難となった場合（以下を含みますがこれらに限られません）、IPJ は一切の責任を負いません。

- ① 気象状況：激しい降雨・降雪、落雷、突風、雹、台風など
- ② 天災：地震、津波、水害、噴火、伝染病など
- ③ 宇宙における自然変動：食、小惑星の影響などによる太陽雑音など
- ④ IPJ が管理できない他機関、企業、第三者による制御地球局、通信衛星、各ユーザーターミナルに向けての電波干渉
- ⑤ 戦争、検疫、ストライキ、政変、本サービス運用に関わる各国の緊急事態、暴動などの事変および管轄権を有するいかなる裁判所・政府または取締機関による指導など

第 8 章 保守

第 35 条（電話端末の保証期間と保証範囲）

- 1) IPJ は、別途取り決めのない限り、電話端末の保証期間を本サービス開始日から 12 ヶ月間とします。但し、契約者または利用者などによる修理、改造、過失を含む不適切な取り扱い、または落雷を含む自然災害による不具合は保証の対象外となります。
- 2) DenCall アプリを導入したスマートフォンの不具合・故障に関しては、理由や状況の如何を問わず、IPJ による保証や保守の対象外です。

第 36 条（アフターサービス：保守、テクニカルサポート、各種届出書申請取り次ぎ）

- 1) 本サービス、ユーザーターミナルのアフターサービス全般については、販売元が窓口となり、契約者からの相談、問い合わせに應じます。
- 2) 販売店がわからない場合は、IPJ のカスタマーサポートまでお問い合わせください。カスタマーサポートの問い合わせ先は、IPJ ウェブサイト <https://www.ipstarjapan.com/#contact> をご覧ください。なお、サポートの対応時間（メールの場合は返信できる時間）は平日の 10 時から 17 時です。

第 37 条（不具合発生時の契約者による問題解決支援）

- 1) 電話端末または DenCall アプリの不具合が疑われる現象が確認された際、契約者は IPJ による現象・問題切り分け作業に誠実に対応するものとします。
- 2) 電話端末の修理、または現象確認のために現品を IPJ に返送する必要が発生する場合、電話端末の取り外しと送付作業と、送料は契約者・利用者の負担とします。修理品を契約者・利用者へ返送する費用は、IPJ の負担とします。

第9章 その他

第38条（専属的合意管轄裁判所）

契約者と IPJ 間で本規約を含む本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第39条（準拠法）

本規約を含む本契約は、日本法の適用を受け、日本法に準拠して解釈されるものとします。

第40条（定めなき事項）

本規約を含む本契約に関する疑義又は本契約に定めなき事項については、IPJ が決定する方針に従って処理することとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。
